在ミャンマー日本大使館での無料法務相談の案内

平成27年10月 在ミャンマー日本国大使館

ミャンマーにおける日系企業の進出が本格化する中で、当地への進出やビジネス・トラブルの解決を支援するために、当館にて無料の法務相談を試行的に開催することにしました。 具体的な法務相談のご要望があれば、下記の要領をご確認のうえ、事前にメールにてお申込み頂くようお願いいたします。

記

1. 趣旨•目的

無料の法務相談窓口を開設することで、ミャンマーへの日系企業の進出やビジネス・トラブルの解決を支援し、当地における円滑な経済活動を促進する。

2. 相談受付時間・場所、申し込み方法

原則、毎月第3又は第4木曜日の午後

於:在ミャンマー日本国大使館会議室

なお、相談を希望される方は、以下のメール・アドレスにて事前の申込みが必要となります。具体的なご相談日時は都度調整させていただきます。

eco@yn. mofa. go. jp または nihonkigyo-shien@yn. mofa. go. jp

3. 対象者

ミャンマーで活動している、または進出を検討している日系企業、かつ、消費者契約 法第2条2項に定める事業者である方**

4. 対応弁護士

TMI総合法律事務所 ヤンゴン・オフィス所属弁護士

5. 相談受付内容

- ミャンマーでビジネスを行う際の法務面からのアドバイス
- ・ビジネス・トラブルや各種法務事項に係る相談 等

ただし、別途当館で用意する在外公館における無料コンサルティング利用規約に同意いただいた上、「在外公館における無料コンサルティング利用規約兼承諾書」に事前の署名・捺印いただく必要がございます。

[※] 消費者契約法第2条2項: この法律(第四十三条第二項第二号を除く。)において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

6. 相談費用

無料ですが、1事業者1回あたり約30分までを目途とさせていただきます。

以上

本件お問合せ先

在ミャンマー日本国大使館

経済・開発協力班 (藤川書記官)

Tel: 01-549644~48

E-mail: eco@yn. mofa. go. jp

nihonkigyo-shien@yn.mofa.go.jp